

第12次秋田労働局労働災害防止計画

～誰もが安心して健康に働くことができる

秋田の労働環境を実現するために～

(概要)

計画のねらい ～計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、労働局や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、それぞれが責任ある行動を取るような社会を目指します。

計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指します。

死亡災害

労働災害による**死亡者の数**を

15%以上減少

死傷災害

休業4日以上労働災害による

死傷者の数を15%以上減少

平成24年と比較による。

平成25年から平成29年までの数値目標。

計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行います。また、必要に応じ計画の見直しを検討します。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた数値の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済の変化も含めて分析を行います。

計画の目標は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において2020年までに実現すべき成果目標の1つとして掲げている「労働災害発生件数を3割減」を踏まえたもの。

重点施策ごとの具体的取組

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しを行う必要があります。

よって今後5年間の安全衛生施策では、次に掲げる対策に重点的に取り組むこととします。



重点とする業種対策

労働災害件数を減少させるための重点業種対策

平成24年と比較して、平成29年までに、労働災害による休業4日以上の死傷者の数を重点業種ごとに以下の目標の達成を目指します。

小売業

死傷者 20%以上減少

社会福祉施設

死傷者 10%以上減少

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

飲食店

死傷者 20%以上減少

陸上貨物運送事業

死傷者 10%以上減少

重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

以下の重点業種ごとに第12次労働災害防止計画期間中の死亡災害件数を、第11次労働災害防止計画期間中の死亡災害件数と比較し、下記目標件数の達成を目指します。また、平成29年の死亡災害件数を各重点業種において1件以下とします。

建設業

死亡者の数 20%以上減少

製造業

死亡者の数 5%以上減少

林業

死亡者の数 20%以上減少

重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。

過重労働対策

平成24年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。

化学物質による健康障害防止対策

職場における化学物質管理の推進のため、平成29年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。

腰痛・熱中症予防対策

腰痛（再掲）

平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる。

熱中症

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上の労働災害の死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%減少させる。

受動喫煙防止対策

平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。